

後期高齢者医療制度

保険料額決定通知書と納付書が送付されます

詳しくは 住民課国保医療係 ☎ 74-3002



平 成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が始まりました。平成19年の所得で計算した正式な保険料（本決定額）をお知らせするため、7月中旬にすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します。

● 保険料の納め方

次の1または2の方法で納めていただきます。

1 年金から差し引かれて納める

既に年金から差し引かれて
いる方

まだ年金から差し引かれて
いない方

※被用者保険とは政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

4月2日以降
に加入した方

これから年金からお支払いいただきます。

※保険料の本決定により下記②に新たに該当する方は、納付書（または口座振替）で納めていただくことになります。

① 年金の年額が18万円未満の方

② 介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方
☆納付書（または口座振替）で納めていただきます。

③ 被用者保険※の被保険者（本人）だった方

☆10月に支給される年金から差し引きが始まります。

☆4月から9月までの保険料は、納付書（または口座振替）で納めていただきます。

☆①または②に該当する方は、納付書（または口座振替）で納めていただきます。

④ 被用者保険※の被扶養者だった方

☆10月に支給される年金から差し引きが始まります。

☆4月から9月までの保険料は、かかりません。

注）被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収することがありますが、その場合はお返しします。詳しくは、「町」にお問い合わせください。

☆①または②に該当する方は、10月に送られる納付書（または口座振替）で納めていただきます。

※上記①、②、③に該当する方の納付書は、7月中旬に送付します。

☆年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。

注）加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。詳しくは、「町」へお問い合わせください。

☆①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

原則として、2カ月に一度支給される年金から、2カ月分の保険料が差し引かれます。
2 納付書や口座振替で納める
次に当てはまる方は、洞爺湖町から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更することもできます。

・年金の年額が18万円未満の方
・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方（複数の年金を受け取っている年金の額が少ない場合に該当することがあります）

わたしのうた

短歌

【あぶた短歌会】五月定例会

花びらは微光ひきつつこぼれきぬ

梢吹く風も小鳥も見えず

ると鳴くオオルリの声目に追へば

花満開の桜の枝に

面をうち春は薫れり花の風

ことしも匂うころさやかに

床に臥す母に桜を見せたくて

カメラのさくらが最後となりぬ

庭雑草を引きてし今日も暮れゆくか

五月雨に打たれし桜ひらひらと

散りゆく姿なまめかしれ

雑草にまじりて咲きぬ小さき花

抜くをためらひ散るを待ちをる

外苑の紫匂ふ記念館

息子の拳式を今ものべり

住み古りて我が家の角の老桜

五月の空にりと咲きたり

前線と言ふは桜花にそぐはざり

戦争に敗れし遠き日おもほゆ

俳句 【あぶた俳句会】五月定例会

春風を纏ひて白衣足ばやに

花三分チセの葉戸に南京錠

春の風山野の匂ひ戻りけり

咲ききつて花の風待つタベかな

初音きくこの日ガソリン再値上げ※驚の初鳴き

ハンドルは今日から一人春の風

見栄はって歩幅大きく春の風

矢野	塩川	三瓶	菅原	小笠原	井村	那須	大久保	中野	室野	北島	元田	山木	太田	大西	伊藤	赤塚
知子	サチ子	修子	敏子	勇子	育子	伶子	とみ乃	イマ	晃慶	加代	フジ子	孝孝	智子	芳子	静子	瑛子